

令和7年度随意契約一覧表【産業部】

令和8年1月1日から令和8年3月31日までの随意契約

担当課	契約名	契約日	契約相手方	契約期間（納入期限日）		契約金額（円）	契約内容の概要	該当条文	業者選定の理由
下水道課	(8) 最終樹等管理業務（単価契約）	令和8年2月13日	富田林市管工事業協同組合	令和8年4月1日	～ 令和9年3月31日	1,513,600	民有地内で排水が閉塞した際、市の管理である最終樹で閉塞しているのか、個人の管理である排水設備で閉塞しているのかを確認するための業務	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	本市の下水道や排水設備の高い知識を有し、24時間市民からの緊急連絡に対応することが必要となり、複数の下水道業者で組織されている富田林管工事業協同組合を選定するものです。
下水道課	富田林市公共浄化槽整備推進事業における浄化槽付帯施設の買取に係る単価契約	令和8年3月9日	株式会社FJS	契約の翌日	～ 令和8年3月19日	8,860,500	第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業に関する覚書第4条第3項に基づき、浄化槽付帯施設を設置する場合の買取	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	PFI法に基づき締結した、第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業契約および同推進事業に関する覚書第4条第3項により、本単価契約を契約する事業者として適当であると決定されたため。
下水道課	富田林市公共浄化槽整備推進事業における浄化槽施設等の技術基準を適用出来ない浄化槽の買取に係る単価契約	令和8年3月9日	株式会社FJS	契約の翌日	～ 令和8年3月19日	13,720,300	第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業に関する覚書第4条第3項に基づき、浄化槽施設等の技術基準を適用出来ない浄化槽を設置する場合の買取	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	PFI法に基づき締結した、第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業契約および同推進事業に関する覚書第4条第3項により、本単価契約を契約する事業者として適当であると決定されたため。
下水道課	(7) 道路内浄化槽マンホール蓋他入替工事	令和8年2月3日	藤野興業 株式会社	令和8年2月4日	～ 令和8年3月24日	4,197,600	蓋取替工 一式 本復旧工 一式	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	PFI法に基づき締結した、第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業契約及び同推進事業に関する覚書第4条第2項によるため。
下水道課	(7) 五軒家一丁目地内汚水取付管緊急修繕工事	令和8年3月27日 (令和7年12月9日 履行誓約)	株式会社 大英	令和7年12月9日	～ 令和8年2月9日	2,009,700	取付管修繕工 一式	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	工事場所の近くに会社があり即対応可能な為。
下水道課	(7) 青葉丘地内雨水管緊急修繕工事	令和8年3月27日 (令和8年1月21日 履行誓約)	葉山造園土木 株式会社	令和8年1月21日	～ 令和8年3月21日	2,337,500	陥没修繕工 一式 雨水管修繕工 一式 本復旧工 一式	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	工事場所の近くに会社があり即対応可能な為。
農業創造課	(R7-河) 細谷川除草緊急突発業務	令和8年3月6日	有限会社 尾崎造園店	令和7年8月29日	～ 令和7年9月29日	1,108,800	工事延長 L=30m 除草工 一式 倉庫内作業工 一式 雑工 一式	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	事故発生場所の近くに現場あり即対応可能。